第４８号

商工会通信

発行
有明町商工会
令和３年９月

消費税インボイス制度の適格請求書発行事業者登録申請の受付開始
（令和３年１０月１日から）

令和５年１０月１日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。
適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります（書面での提出、e-Tax での電子申請）
発行事業者以外（免税事業者や消費者など）からおこなった課税仕入は、原則として仕入税額控除をおこなうことができなくなります 。

☆適格請求書（インボイス）とは、
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。
具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

☆インボイス制度とは、
＜売手側＞
売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。
＜買手側＞
買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

制度導入までのスケジュール

令和５年１０月１日～登録を受けるためには原則として
令和５年３月３１日までに登録申請書の提出が必要です。

令和３年１０月１日	令和５年３月３１日	令和５年１０月１日
登録申請書受付開始	登録申請書提出締め切り	インボイス制度の導入

※登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T＋法人番号」それ以外の事業者の方は「T＋１３桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります

長崎県最低賃金改定のお知らせ

１０月２日（土）から長崎県の最低賃金が１時間あたり８２１円に改定（２８円増額）されました。
年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いに関わらず全ての労働者に適用されます。
詳しくは、長崎労働局のホームページをご覧ください。

長崎県最低賃金・令和３年１０月２日から

８２１円

お問い合わせ先
長崎労働局賃金室☎０９５-８０１-００３３
または最寄りの労働基準監督署

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターを活用しませんか？

事業承継･引継ぎ支援センターは、国が設置する公的相談窓口です。
親族内への承継も、第三者への引継ぎも、中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応しています。
後継者問題にお悩みの方、まずは商工会までご連絡ください。

青年部・女性部・清掃活動を実施しました

◆　青年部　◆

青年部は９月１０（金）に全国統一事業「”絆”感謝運動」として、有明町内の３駅「湯江駅」「大三東駅」「松尾駅」周辺の清掃活動を実施しました。ゴミ袋（大）が３袋いっぱいになるほどのゴミを収集することができました。

❁　女性部　❁

去る７月２２日（木）に有明庁舎周辺及び大三東駅の清掃活動を行いました!(^^)!　朝７時から有明庁舎周辺と大三東駅に別れて清掃活動をしました。落ちているごみなどを拾っていきながら、有明町内がより綺麗に住やすい町になっていけたらいいなと感じました。　参加して下さった女性部の皆様、ご協力ありがとうございました☺

金利情報

●普通貸付　2.06%～2.45%
●経営改善貸付（マル経）　1.21%
●島原市中小企業振興資金　1.8%